

専決第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度
弥富市一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月19日

弥富市長 安藤 正 明

令和 3 年度 弥富市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度弥富市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 120 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16, 772, 790 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		2,179,422	7,120	2,186,542
	2 国庫補助金	429,272	7,120	436,392
歳入合計		16,765,670	7,120	16,772,790

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,882,916	7,120	1,890,036
	1 保健衛生費	1,351,034	7,120	1,358,154
歳出合計		16,765,670	7,120	16,772,790

歳入歳出補正予算事項別明細書

総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金	2,179,422	7,120	2,186,542
歳 入 合 計	16,765,670	7,120	16,772,790

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	1,882,916	7,120	1,890,036
歳 出 合 計	16,765,670	7,120	16,772,790

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7,120			
7,120			

歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 衛生費国庫補助金	94,487	7,120	101,607
計	429,272	7,120	436,392

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費補助金	7,120	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 7,120

歳出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 保健センター費	425,185	7,120	432,305	7,120			
計	1,351,034	7,120	1,358,154	7,120			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	1,512	■新型コロナウイルス感染症対策事業	7,120
12 委託料	5,608	11 役務費	1,512
		郵便料	1,512
		12 委託料	5,608
		健康管理システム改修委託料	2,035
		クーポン券作成等委託料	3,573